

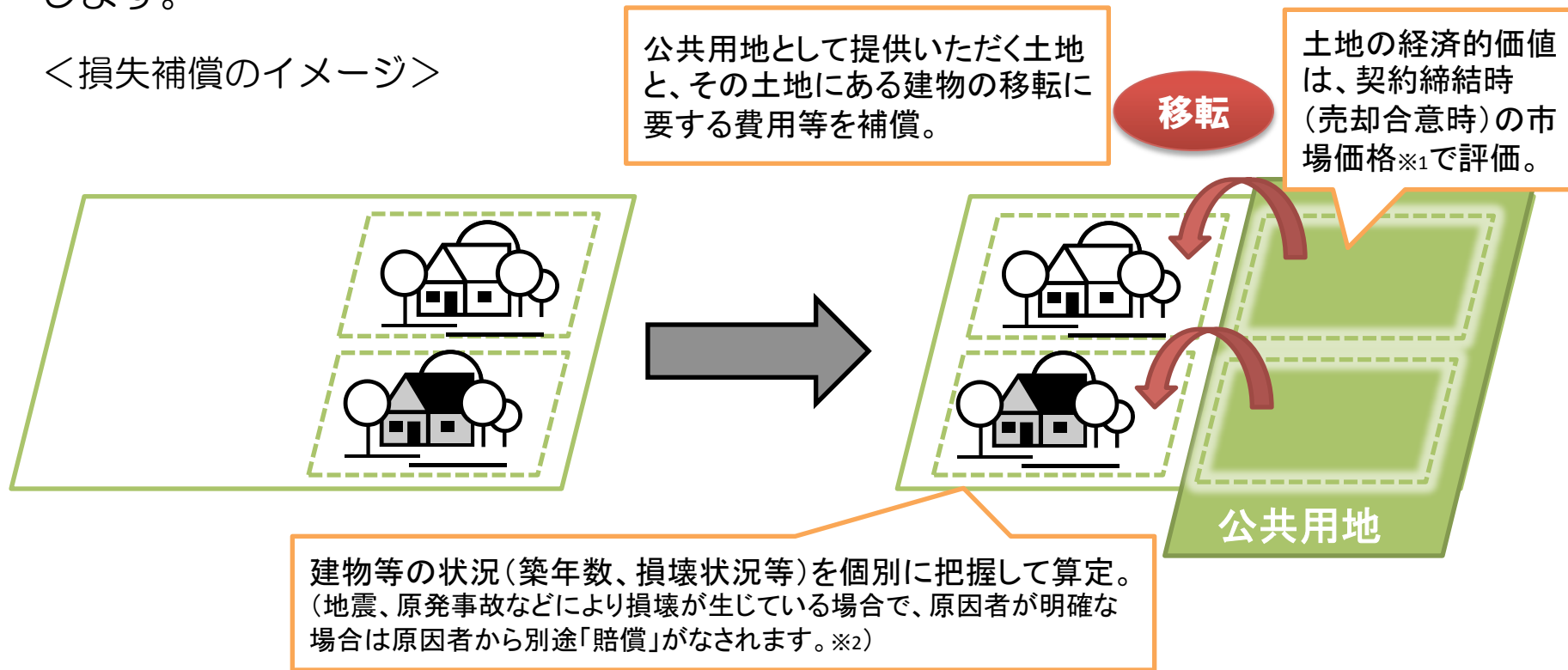
中間貯蔵施設に係る土地への対応、  
生活再建・地域振興策等について

環境省 復興庁

# 損失補償の基本的考え方

- 公共事業に伴って、提供いただく土地や移転する建物などの経済的な価値を個別に算定し、適正に補償します。
- 補償額の算定等にあたっては、専門家（不動産鑑定士等）の意見を踏まえて評価します。

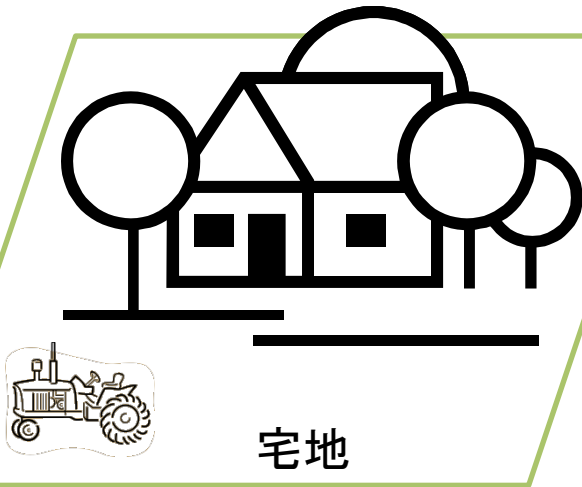
## <損失補償のイメージ>



※1 市場価格は、評価する土地の近くにある条件の類似した土地の取引事例を参考にして、利用方法、土地の形状や街路の状況の違いなどを勘案して算定します。

※2 損失補償は、東京電力株式会社の財物賠償の状況に影響されるものではありません。損失補償は損失補償、財物賠償は財物賠償として実施されます。

# 損失補償の主な対象



田畑

山林

等

## 1. 土地

売却合意時点の「市場価格」で補償します。

①宅地 ②田畑 ③山林 等

## 2. 建物の移転料等

建物や工作物を移転するのに要する費用や、庭木・用材林等の立木等について補償します。

①建物（家屋）

②工作物、庭木等の立木

③動産（動産の運搬費など）

④移転雑費（建物の設計料や移転先選定のための休業補償など）

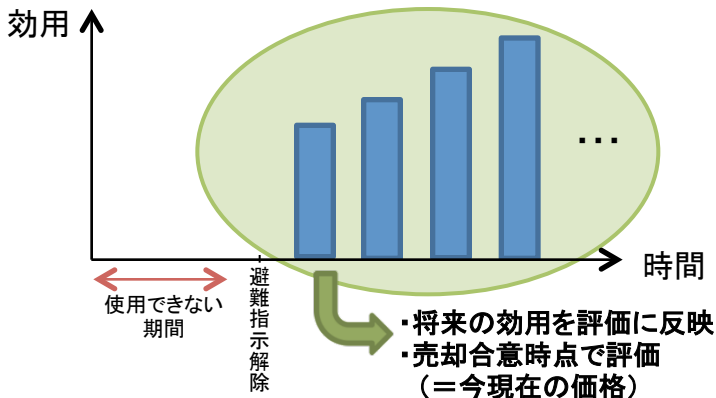
これらの補償については、個々の状況に応じて対応します。

# 今般の補償のポイント

## 土地について

土地の補償は、「正常な取引価格」をもって補償することとされており、売却合意時点の土地の価値を評価し、適正に補償します。

帰還困難区域内の土地は、現在使用できない状況にありますが、将来、避難指示が解除され、復旧・復興が図られることを見込んで、「将来使えるようになる土地の今現在の価格」として、評価額を算定します。



## 建物の移転料等について

建物等の補償は、売却合意時点において、避難指示解除後に同様の建物等を再建築するものと想定した費用を算定し、適正に補償します。

その際、建物等の状況を個別に把握して算定します。建物の状況（築年数、損壊状況等）により補償額は異なります。

### ○動産について

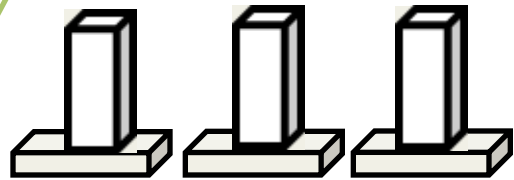
建物等について、将来の避難指示解除後の再建築を想定することから、通常の引越費用に加え、家具などの動産を避難指示解除時まで倉庫に保管するための倉庫代を補償します。



# 墓地、神社・仏閣、地域の文化遺産等への対応

## 【墓地、神社・仏閣等】

地権者の皆さまの様々なニーズを伺いながら、きめ細やかに対応します。



墓地



神社・仏閣など

墓地、神社・仏閣等については、必要な儀式等も含めて地域の慣行に沿って改葬及びそれに伴う祭料を補償します。

特に墓地については、既存の墓地等への移転、町のご協力を得て新たに代替となる墓地を新設しての移転のほか、墓地が存置されている間の墓参の確保も含めて、住民の方々の意向と要望をしっかりと踏まえつつ、本地域の慣習にも配慮した気持ちの通った対応を心がけていきます。

## 【地域の文化遺産】

施設配置案の検討に当たって、土地改変を伴う土壌貯蔵施設等が重要な埋蔵文化財にできるだけかからないようにするなどの配慮を行っています。今後も、関係機関と連携してしっかりと対応します。

# 土地の取扱い・住民票について

## 【土地の取扱い】

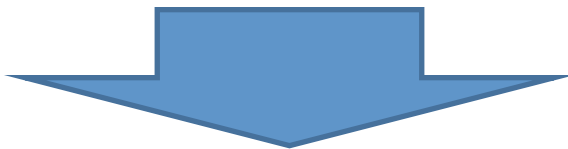
- 先祖伝来の土地に対する地元の思いに応え、また、最終処分場になってしまわないかとの御懸念を踏まえ、賃貸借を含む様々な選択肢について、制度面や手続面など様々な角度から検討を進め、お示しします。
- その際、中間貯蔵施設の跡地利用についても、地域の復興や振興につながるよう、地元の意向がしっかりと反映できる方策を検討していきます。

## 【住民票】

- 中間貯蔵施設の用地として土地が売却された場合でも、その土地に住所がある方の現在の住民票はそのままにしておくことができないか総務省をはじめ政府内で検討しています。

## 中間貯蔵後の最終処分に係る法制化について

- 中間貯蔵施設の整備や管理等は、国が責任を持って行います。
- 閣議決定している「中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」旨を更に明確化するべく法制化を図ります。
- 中間貯蔵施設の整備や管理等の実施体制を強化・補完するべく専門的な組織の活用を図ります。



○日本環境安全事業株式会社法に、中間貯蔵施設に関する国の責務を明確に位置付けた上で、上述の閣議決定の内容を明確に規定したいと考えています。

○ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理に実績のある同社が、国等の委託により中間貯蔵に係る事業を実施できるようにし、会社の名称も「中間貯蔵」を位置付けたものに変更したいと考えています。

## 生活再建

### ○交付金等による措置

賠償や用地補償、既存の復興事業、福島第一原子力発電所に係る電源立地地域対策交付金等と相まって、中間貯蔵施設の整備等による影響を緩和するために必要な事業を実施可能とするための極めて自由度の高い交付金を措置します。当該交付金に基づく事業としては、例えば、ふるさとの結びつきを維持するための事業、生活空間の維持・向上等に係る事業などが挙げられ、両町への交付分については直接交付することを検討します。

### ○生活の安定に係る措置

- ・精神的損害・住居確保に係る損害

移住を余儀なくされたことによる精神的損害や、移住等に伴い新たな住居を取得するために事故前の財物価値を超えて負担した必要かつ合理的な費用を賠償。

- ・避難先での復興公営住宅の整備（いわき市、会津若松市、郡山市など）

第一期分の入居者募集中。本年秋頃より順次入居開始。

など



### ○帰還困難区域の今後の見通し

現在、関係省庁において、帰還困難区域における除染モデル事業の結果等を基に除染を実施した場合等の今後の放射線量の見通しについて、一つの参考としてお示しするため、鋭意試算の作業を行っているところです（※1）。この作業のうち、可能な部分からでもお示ししてまいります。

こうした放射線量の見通しに加え、今後のインフラ整備の状況、地形等を勘案した除染の対応などを含め、平成25年12月20日の閣議決定（※2）を踏まえて総合的な判断が必要であり、国が地元のご意見を十分にお聞きしつつ検討を進めます。

※1 ただし、多くの仮定や誤差、将来という不確定要素等から正確な予測は困難であり、試算結果の数値については幅をもって解釈していただく必要があります。

※2 「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日閣議決定）（抜粋）

帰還困難区域の今後の取扱い

帰還困難区域における除染モデル事業の結果等を踏まえた放射線量の見通し、今後の住民の方々の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿等を踏まえ、地域づくりや除染を含めた同区域の今後の取扱いについて、地元とともに検討を深めていく。

### ○地域の将来像

国が全面的に協力する町の復興計画のほか、浜通り地域の今後の産業再生のあり方を検討している福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想を含め、中長期的、かつ、広域の視点で、地元のご意見を十分踏まえつつ、国が主導的役割を果たし取組みを進めます。

### ○復興拠点等の整備

福島再生加速化交付金等を活用し、町内復興拠点の整備、産業再開に向けた環境整備などを支援します。